

沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市制 100周年記念事業を市民協働により行うため、本市の魅力を再確認し、誇り高い沼津を次世代に残すことに寄与する事業を行う市民等に対し、予算の範囲内において沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般団体 運営に関する規約又は会則等を定めている構成員が5人以上の団体であって、18歳以上の者（学生を除く。）が活動の主体となるもの
- (2) 学生団体 5人以上の児童、生徒又は学生を構成員に含み、かつ、児童、生徒又は学生が活動の主体となる団体であって、事業の企画及び実施を支援する18歳以上の責任者を置くもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 公序良俗に反する活動をしている団体
- (2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体
- (3) 一般団体にあつては団体又は団体の代表者、学生団体にあつては団体の責任者が市税を滞納している団体
- (4) 前3号に掲げる団体のほか、補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内において自ら企画し実施する事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和6年3月24日までに完了する事業
- (2) 営利を目的とせず、公益性を有する事業
- (3) 次に掲げるいずれかに該当する事業

ア 沼津市が、多くの先人達に支えられてきたことを理解し、改めて「感謝」し、「敬意」を払う機会を創出する事業

イ 沼津市の魅力を広く発信し、本市に関係する全ての方々が、本市に対する「誇り」と「愛着」を抱く機会を創出する事業

ウ 子ども達に誇れる未来を描き、誰もが未来の沼津に「夢」や「希望」を抱くことができる機会を創出する事業

(4) 事業名称に市制 100周年記念事業であることを特定することができる文言を含み、市制 100周年記念ロゴマーク及び市制 100周年記念キャッチフレーズを事業広報等において表示する事業

(5) 構成員間の親睦又は構成員の慰安を主たる目的としない事業

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としない事業

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に係る経費とし、その費目は別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 賃料、光熱水費、人件費、飲食費その他の団体の維持又は運営に要する経費

(2) 交際費その他の構成員間の親睦又は構成員の慰安に要する経費

(3) 補助事業の主たる目的以外に流用が可能となる備品の購入に係る経費

(4) 支払の確認ができない経費又は領収書のない経費

(5) その他社会通念上公金を支出することが適当と認められない経費

3 補助金の額は、別表第2に定める区分ごとの限度額を上限とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添付し、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金事業計画書（第2号様式）

(2) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金収支予算書（第3号様式）

(3) 団体構成員の名簿

(4) 一般団体である申請者にあつては、規約その他これに類する書類並びに団体の事業計画及び予算書

(5) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に、沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金交付申請取下げ届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(変更の承認申請)

第8条 補助事業者が、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長に沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。

(1) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金変更事業計画書（第2号様式）

(2) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金変更収支予算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業完了の日から7日を経過した日又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金事業報告書（第7号様式）

(2) 沼津市市制 100周年記念市民提案事業補助金収支決算書（第8号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の場合において、提出書類の不備等補助事業者の責に帰すべき事由

により審査をすることができず、市長が定める期日までに補正等に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第4条関係)

費目	内容例
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼等
旅費	講師、専門家、出演者等に支払う交通費、宿泊費等
消耗品費	事務用品等の消耗品の購入費
食糧費	熱中症対策の飲料費、ボランティアへ支給する弁当料等
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成費等
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	ボランティア保険料、イベント保険料等
広告料	新聞、雑誌、テレビ等への広告料等
委託料	会場の設営及び警備に係る委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器借上料等
備品購入費	トロフィー、優勝旗その他の補助対象事業実施に必要であると認められる備品の購入費
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費

備考

- 1 いずれの費目についても、事業実施に必要な最小限のものを対象とする。
- 2 使用料及び賃借料のうち、会場使用料は、団体の構成員の自宅及び団体の事務所等として使用している物件を利用する場合は対象外とする。

別表第2 (第4条関係)

補助対象者の区分	限度額
一般団体	1事業につき補助対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

学生団体	1 事業につき補助対象経費のうち、20万円を限度とする。
------	------------------------------